

つくば市議会委員会傍聴規則（平成25年つくば市議会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第37条第2項の規定に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）第37条第2項の規定に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。
第2条—第7条 （略）	第2条—第7条 （略）
（傍聴人の守るべき事項）	（傍聴人の守るべき事項）
第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。	第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
（1）・（2） （略）	（1）・（2） （略）
（3）飲食（ <u>体調管理のための水分攝取を除く。</u> ）又は喫煙をしないこと。	（3）飲食_____又は喫煙をしないこと。
（4）・（5） （略）	（4）・（5） （略）
第9条 （以下略）	第9条 （以下略）